

沖縄県宿泊税に関するお知らせ

(教育関係者の皆様へ)



沖縄県



1. 宿泊税について

宿泊税の目的

宿泊税は、沖縄県が国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心して快適な観光の実現、観光旅客の受入れの体制の充実強化その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるために、沖縄県が導入した法定外目的税です。

宿泊税は沖縄観光の魅力を高めるさまざまな施策へ活用します。



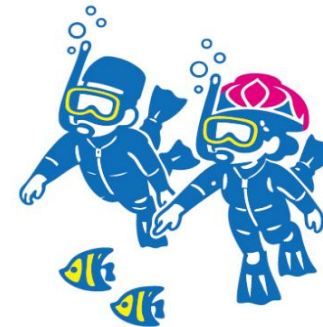
受入体制の
整備



景観・自然環境
の保全



文化・歴史の
継承



安全・安心な
観光



持続可能な
観光推進

1.宿泊税について

宿泊税の概要

沖縄県における宿泊税の概要は、次のとおりです。※石垣市、名護市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町、においても同制度となっております。

項目	内容
課税開始時期	令和9年2月1日(月) ※ 令和9年1月31日から翌2月1日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。 ※ 課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。
課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者(納税義務者が宿泊施設に対して支払います)
税額	1人1泊あたりの宿泊料金に定率2%(上限2,000円) 市町村が宿泊税を課す場合、県税0.8%(上限800円)、市町村税1.2%(上限1,200円)の計2% ※令和8年7月現在、石垣市・名護市・宮古島市・本部町・恩納村・北谷町が該当
徴収方法	宿泊者(納税義務者)から宿泊事業者(特別徴収義務者)が宿泊税を徴収し、沖縄県へ納入する方法(特別徴収) ※ 市町村が宿泊税を課している宿泊施設については、当該市町村へ申告・納入(沖縄県への申告・納入は不要)
課税免除	以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません。詳細はP3～9をご確認ください。 ・学校の教育活動に伴う宿泊(修学旅行、部活動等) ・スポーツ大会、文化大会への参加に伴う宿泊(地域クラブ等) ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

2.宿泊税の課税免除について

課税免除

以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません。

- ア 学校の教育活動に伴う宿泊
- イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊
- ウ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊



【ア、イの対象者】

右記施設に通う 児童・学生	幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校	
引率者	ア	・学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者 ・部活動等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等
	イ	・引率を行う関係者 ・クラブチーム等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等
対象外	旅行業者の添乗員、カメラマン、運転手、ガイド 応援のための保護者、審判など	

2. 宿泊税の課税免除について

ア 学校の教育活動に伴う宿泊

学校が行う
教育活動で宿泊を伴うもの

授業

- ・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)
の通信制課程の面接指導(スクーリング)

学校行事(特別活動)

- ・修学旅行・林間学校・臨海学校
- ・その他これらに相当する学校行事
(リーダー研修や自然教室等を想定)

課外活動

- ・部活動(例:野球部、吹奏楽部等の活動)
- ・部活動以外による学校代表としての
大会参加(合同チームを含む)
(例:弁論大会、簿記大会等への参加)

イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

学校以外の団体が行う
教育的意義を持つ活動で宿泊を伴うもの

地域クラブ等の活動

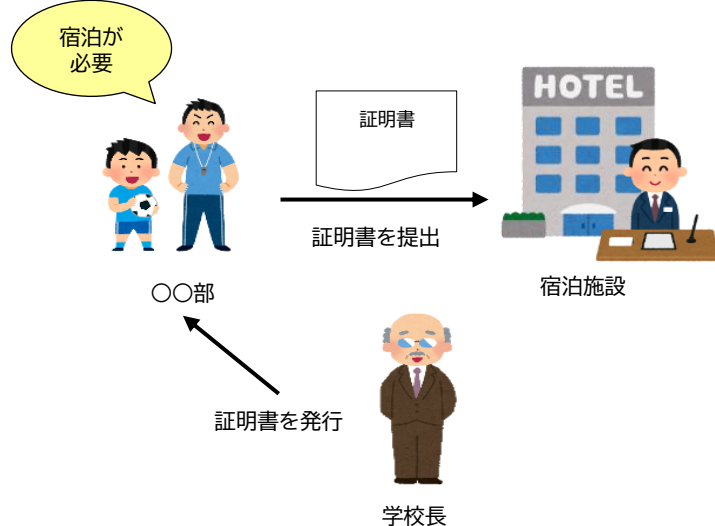
- ・次の団体の主催する大会への参加
 - ① 地方公共団体
 - ② 日本スポーツ協会及び当該協会に直接
又は間接に加入している団体
 - ③ 中学校体育連盟
 - ④ 公益法人等(※)及びこれらの法人に直接
に加入している人格のない社団等(スポーツ
に係る活動を行っている団体を除く。)
- ※公益法人等:公益社団法人、公益財団法人、
一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般
財団法人(非営利型法人に限る。)、NPO法人

3. 宿泊税の手続きについて

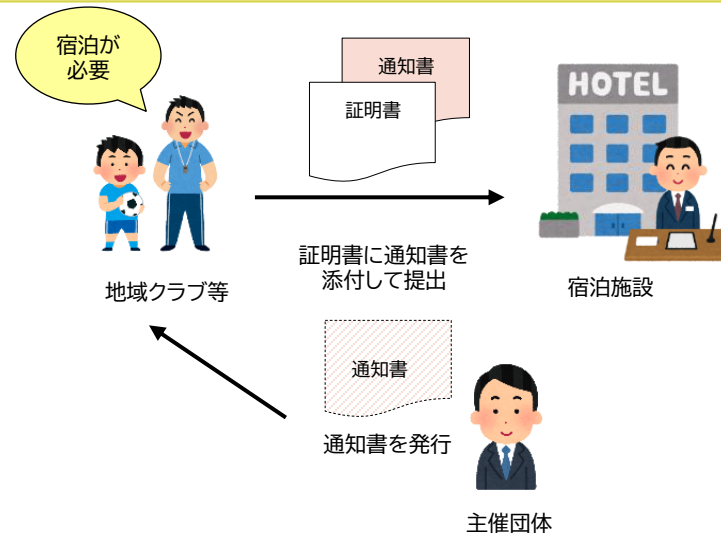
- 課税免除に関して、
 - アについては「学校の教育活動であることの証明書(学校用)」(**学校長が発行**)
 - イについては「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ等)」(**団体代表者が発行**)及び「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」(**大会主催者が通知**)を宿泊施設へ提出することが必要。
- 宿泊施設側では、課税免除の判断を証明書及び通知書の有無で行います。
※証明書等を宿泊施設へ提出しない場合は、課税免除とはなりません。(チェックイン時点までに提出をお願いします)

■ 課税免除を受ける場合の手続き(イメージ図)

ア 学校の教育活動に伴う宿泊



イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊



4.学校へご協力をお願いしたいこと(ア 学校の教育活動に伴う宿泊)

お願い 「学校の教育活動であることの証明書」を作成し、事前に宿泊事業者へ提出をお願いします。

【証明書を作成する方】

◎ 学校長

【ご確認事項】

◎ 学校長の**押印**が必要です。

◎ 証明書を宿泊施設へ提出しない場合、課税免除とはなりません。

◎ 学校が行う教育活動(授業、学校行事、課外活動)で宿泊を伴うものが対象となります。(P4参照)

◎ 証明書の様式は、沖縄県ホームページに掲載のほか、宿泊税導入市町村(石垣市、名護市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町のHPに掲載いたします。宿泊施設の所在を確認の上、それぞれのHPより入手願います。各HPへのアクセスについては、P10をご覧ください。

リンク先URL:(手続きの「課税免除」をクリック)

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1038175.html>



学校の教育活動であることの証明書 (学校用)	
宿 泊 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 () 泊
活動の種類	☐ 通信制の課程で行う面接指導(スクーリング)(規則第3条第1号) ☐ 修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事(規則第3条第2号) ☐ 部活動(規則第3条第3号) ☐ 部活動以外による学校を代表した大会への参加(規則第3条第4号)
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む。) 下記注意事項3、4を参照ください。	
備 考	

上記の宿泊については、沖縄県宿泊税条例第4条第1号及び沖縄県宿泊税条例施行規則第3条第1項に規定する学校の教育活動に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 地

学校名

学校長名印

注1 該当箇所の口々にチェック☑を記入してください。
注2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
注3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
注4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
注5 学校長以外の方が無断で作成し、または変更を行った場合は有印公文書偽造罪、有印公文書変造罪、公電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

証明書(学校用)

4.地域クラブ等へご協力をお願いしたいこと (イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊)①

お願い 「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ等用)」の作成及び大会主催者からの「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」を添付し、事前に宿泊事業者へ提出をお願いします。

【証明書を作成する方】

◎ 地域クラブ等のチーム代表者

【ご確認事項】

- ◎ 地域クラブ等のチーム代表者の押印が必要です。
- ◎ 「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」の添付が必要ですので、主催者へ通知書作成を依頼して下さい。(次頁参照)
- ◎ 証明書・通知書を宿泊施設へ提出しない場合、課税免除とはなりません。
- ◎ 地域クラブ等の活動で宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会参加のものが対象となります。(P4参照)

日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ等用)

宿 泊 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	() 泊
大会名		
大会の主催団体	☐ 地方公共団体 ☐ 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体(中体連を除く。) ☐ 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 ☐ 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(スポーツに係る活動を行っている団体を除く。)	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引事者含む。) 下記注記事項3、4を参照ください。		
備 考		

上記の宿泊については、沖縄県宿泊税条例第4条第2号及び沖縄県宿泊税条例施行規則第3条に規定する公益財団法人日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 地

地域クラブ等の団体名

代表者

(個人の参加にあつては当該個人の指導者)

印

【記載にあたっての注意事項】

- 1 該当箇所の□にチェック☑を記入してください。
- 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
- 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
- 4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
- 5 公益法人等とは、沖縄県宿泊税条例施行規則第3条第2項第4号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人に該当する場合に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に該当する場合に限る。))及び特定非営利活動法人を指します。
- 6 主催団体が発出する大会開催日等の通知文を添付すること。
- 7 地域クラブ等のチーム代表者以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

4.大会主催者へご協力をお願いしたいこと (イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊)②

お願い 宿泊税の課税免除にあたり、大会主催者からの「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」の作成及び地域クラブ等への発行をお願いします。

【通知書を作成する方】

◎ 大会主催者(共催者含む)

【ご確認事項】

◎ 地域クラブ活動等から「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」の発行依頼がございましたら、地域クラブ等の代表者へ通知書の発行(押印不要)をお願いします。

◎ 地域クラブ等の活動で宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会参加のものが対象となります。(P4参照)

◎ 証明書・通知書の様式は、沖縄県ホームページに掲載しています。(P6参照)

宿泊税課税免除申請に係る大会通知書	
大会名	
大会開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
主催団体の種別	☐ 地方公共団体 ☐ 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体(中体連を除く。) ☐ 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 ☐ 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(スポーツに係る活動を行っている団体を除く。)
上記の内容で大会を開催することを通知します。 主催団体 所在地 _____ 団体名 _____ 代表者名 _____	
注1 本通知書は、別途作成される「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ用)」に添付して、宿泊施設に提出してください。 注2 公益法人等とは、沖縄県宿泊税条例施行規則第3条第2項第4号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人に該当する場合に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に該当する場合に限る。))又は特定非営利活動法人を指します。	

通知書(大会主催者用)

4.地域クラブ等や大会主催者へご協力をお願いしたいこと (イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊)

【参考）地域クラブ等が課税免除となる大会の例】 ※あくまでも一例です。

地方公共団体	日本スポーツ協会又は当該協会に直接又は間接に加入している団体	中学校体育連盟 (中体連)	公益法人等(※)又はこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(文化系の団体)
○ ハイビスカスカップ小中学生ゴルフ伊江島大会(主催:伊江村)	○ 学童軟式野球大会(主催:(一社)沖縄県野球連盟)	○ 地区中学校総合体育大会(地区大会)(主催:各地区中体連)	○ 全沖縄珠算選手権大会(主催:全国珠算教育連盟沖縄県支部)
	○ 日本少年野球 沖縄大会(主催:日本少年野球連盟沖縄県支部(ボーイズリーグ))	○ 地区中学校新人体育大会(主催:各地区中体連)	○ 沖縄囲碁団体戦(主催:沖縄県囲碁連盟)
	○ 全日本U-12サッカー選手権大会沖縄県大会(主催:(一社)沖縄県サッカー協会)	○ 県中学校総合体育大会(主催:県中体連)	○ 公文杯小学生将棋名人戦沖縄県大会(主催:(公社)日本将棋連盟)
	○ 沖縄県ミニバスケットボール冬季大会(主催:(一財)沖縄県バスケットボール協会)	○ 沖縄県中学校駅伝競走大会(主催:県中体連)	○ 九州合唱コンクール沖縄県大会(小学生部門)(主催:沖縄県合唱連盟)

(注) 公益法人等:公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、NPO法人

お問い合わせ先

【沖縄県】

◎宿泊税の制度・手続に関すること

沖縄県総務部税務課

TEL:098-866-2101



<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1036550.html>

◎宿泊税の使途に関すること

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課

TEL:098-866-2763



<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/kankotokusan/1011671/1011741/1037798/index.html>

【市町村】

◎本部町住民課宿泊税担当

TEL:0980-47-2417



<https://www.town.motobu.okinawa.jp/doc/2025101000023/>

◎恩納村税務課宿泊税担当

TEL:098-966-1206



<https://www.vill.onna.okinawa.jp/politics/1773127460/>

◎北谷町税務課宿泊税担当

TEL:098-982-7706



<https://www.chatan.jp/seikatsuguide/zeikin/syukuhakuzei.html>

◎石垣市税務課宿泊税担当

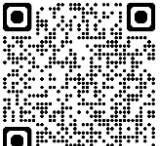
TEL:0980-87-9025



<https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/zeimu/index.html>

◎名護市税務課宿泊税担当

TEL:0980-53-1212



<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2026070100035/>

◎宮古島市税務課宿泊税担当

TEL:0980-72-0841



<https://www.city.miyakojima.lg.jp/kurashi/zeikin/2026-0311-1111-48.html>

沖縄観光ブランド「Be.Okinawa」

美しい自然とあたたかい人たちに囲まれて、本来の自分を取り戻せる島



沖縄の人々の生き方そのものが、物語となって、
その魅力をカタチ作っている。
その豊かな物語性に触れられるからこそ、
沖縄を訪れた人々は、自らを振り返り、元気づけられる